(証券コード5034)
2026年９月11日
(電子提供措置の開始日2026年９月４日)

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー23階
株 式 会 社　ｕｎｅｒｒｙ
代表取締役社長　内 山 英 俊

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.unerry.co.jp/ir/meeting/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（unerry）又は証券コード（5034）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年９月25日（金曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年９月28日（月曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2．場　　所　東京都港区西新橋１丁目１番１号　日比谷フォートタワー11階
（日比谷スカイカンファレンス）
※開催場所及び開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。

3．目的事項

報告事項
1．第11期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第11期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
(1)事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
(2)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
(3)計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 **2026年9月28日（月曜日）10時（受付開始 9時30分）**



書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年9月25日（金曜日）19時00分まで**





インターネットによるご行使

当社**議決権行使サイト**（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。
詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 **2026年9月25日（金曜日）19時00分まで**

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

■ 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
■ 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
■ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

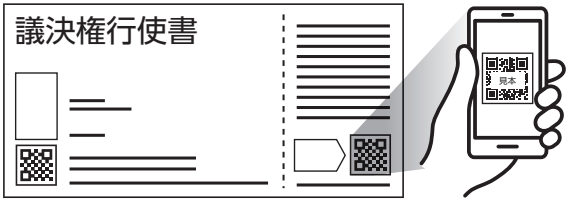
当社ウェブサイト：https://www.unerry.co.jp

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

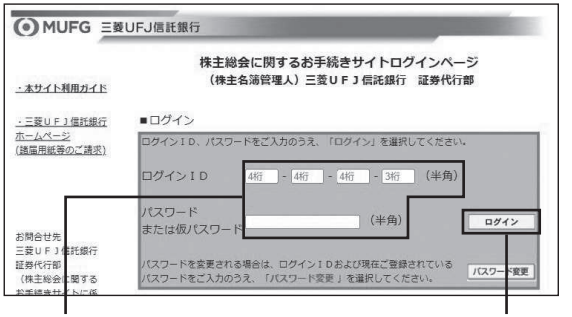


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事前質問の受付に関するご案内

第11期定時株主総会に先立ち、株主の皆様より、本株主総会の目的事項に関して、以下のとおり事前質問をお受けいたします。株主総会当日、下記事前質問受付サイトから頂戴した事前質問の一部につきまして、ご回答させていただく予定です。

なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するものに限定させていただき、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【事前質問受付サイト】
https://forms.gle/1jjXWM56byBMrwHN9
※上記ウェブサイトにアクセスいただき、フォームより、

・株主様氏名
・株主番号（議決権行使書用紙の右下に記載されている８桁の番号です）
・ご質問内容

をご記入いただきますようお願い申しあげます。

◎事前質問受付期間
2026年９月４日（金）午前９時から2026年９月21日（月）午後５時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．　提案の理由

当社は、事業の拡大及び人員の増加に伴い、現本店が手狭となったため、本店を移転することを決定いたしました。本店移転に伴い、定款の本店の所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。

２．　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を含む取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内山　英俊（うちやま　ひでとし） （1976年３月17日生）	2000年７月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント㈱（現 日本アイ・ビー・エム㈱）　入社 2002年８月　A.T. カーニー㈱　入社 2005年９月　㈱サイバード　入社 公式モバイルコンテンツ事業部部長 2008年４月　ANALOG TWELVE㈱　共同創業　取締役 2015年８月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2019年９月　当社　執行役員CEO（現任） 2020年２月　一般社団法人LBMA Japan　理事（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人LBMA Japan　理事	1,064,720株
2	鈴木　茂二郎（すずき　しげじろう） （1975年３月20日生）	1999年５月　アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア㈱）　入社 2003年11月　㈱エヌリンクス　入社 2006年６月　同社　取締役 2018年９月　当社　取締役（現任） 2019年９月　当社　執行役員COO　BeaconBank事業部（現セールス＆オペレーション部）長（現任） 2022年９月　当社　副社長（現任）	165,690株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	内山（うちやま） 麻紀子（まきこ） （1977年11月14日生）	2000年７月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント㈱（現 日本アイ・ビー・エム㈱）　入社 2006年２月　㈱シンク　入社 2009年６月　㈱サニーサイドアップ　入社 2016年８月　当社入社　経営企画部長 2019年９月　当社　取締役執行役員CMO　マーケティング部（現マーケティング・PR部）長（現任）	3,380株
4	一枝（いちえだ） 悟史（さとし） （1984年４月18日生） 【新任】	2007年４月　㈱電通 入社 2016年７月　㈱プレゼントキャスト(現 ㈱TVer)出向 2020年10月　当社　入社 2025年７月　当社　サービス企画開発部長 2026年５月　㈱ブログウォッチャー 取締役（現任） 2026年７月　当社　執行役員（現任）	460株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		1989年４月　日本電信電話㈱（現　NTT㈱）　入社 1999年１月　㈱ボストン・コンサルティング・グループ　入社 2007年６月　スパークス証券㈱（現 スパークス・アセット・マネジメント㈱）　代表取締役社長 2011年５月　㈱オオゼキ　代表取締役社長 2015年８月　㈱ワイノット　設立 代表取締役社長（現任） 2015年12月　加藤産業㈱　社外取締役（現任） 2018年９月　当社　社外取締役（現任） 2019年２月　MYCARE Hawaii Inc.　CEO（現任）	
5	八十川（やそかわ）　祐輔（ゆうすけ） （1965年10月22日生）	（重要な兼職の状況） ㈱ワイノット　代表取締役社長 加藤産業㈱　社外取締役 MYCARE Hawaii Inc.　CEO 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 八十川祐輔氏は略歴に記載の通り、長年培われた経営コンサルティング及び経営者の経験を有しており、2018年９月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取締役会において当社の企業価値向上に向けた意見をいただいております。今後も引き続き当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

（注）1. 各取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 八十川祐輔氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって８年となります。
3. 当社は、八十川祐輔氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復が続く一方、物価上昇の継続や中東情勢、金融資本市場の変動などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社はミッションである「心地よい未来を、データとつくる。」の実現に向け、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の機能強化や、他社との協業を推進するとともに、M&Aによる事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度のプロダクト関連の取り組みとして、「Beacon Bank for OOH」の提供を開始したほか、ソニーマーケティング株式会社のエッジAIソリューションとの連携による店頭メディア計測ソリューションの提供を開始するなど、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の機能・サービス拡充を進めました。

アライアンス面では、株式会社Paykeとの連携によるインバウンドマーケティング支援の強化や、株式会社東急エージェンシー及び三菱食品株式会社との連携によるOOH広告の購買効果可視化サービスの提供を開始するなど、パートナー企業との協業を推進し、提供価値の拡大に取り組みました。

自治体との取組みとしては、愛知県が推進する「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（データ活用事業）」の実施事業者として選定され、人流ビッグデータと決済データ等を活用した大規模イベントの消費波及効果の分析を通じて、地域事業者の意思決定を支援する取組みを開始しました。

また、2026年５月１日付で株式会社ブログウォッチャーを子会社化し、顧客基盤やデータ・プロダクト基盤、並びに組織・人材などの事業基盤の強化に取り組んでまいりました。これらの取り組みを踏まえ、更なるグループ経営の効率化及び企業価値の向上を目的として、吸収合併による経営統合に向けた検討を開始することを決定いたしました。詳細につきましては、2026年８月13日公表の「完全子会社の吸収合併に関する検討開始のお知らせ」をご参照ください。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は4,879,542千円、営業利益は424,591千円、経常利益は432,920千円、親会社株主に帰属する当期純利益は330,138千

円、リカーリング顧客売上高4,415,940千円、リカーリング顧客売上高比率90.5%、リカーリング顧客数176社、リカーリング顧客平均売上高25,090千円、NRR(※)120.0%となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

(※)NRR（ネットレベニューリテンションレート）は、以下の式で算出しております。

NRR＝（前期以前に獲得したリカーリング顧客の当期売上高）÷（当該顧客の前期売上高）

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、115,737千円であり、Beacon Bankの機能追加・性能向上に係るソフトウェア投資に関するものであります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に子会社株式の取得に充てることを目的として、長期借入金750,000千円を調達いたしました。

⑷ 対処すべき課題

対処すべき主な課題は以下の通りです。

① 安定的売上の確保

安定的な収益基盤を確立するため、リアル行動分析・可視化ツールをSaaSとして導入する企業を拡大し、そこから出てきた顧客課題を積極的に提案することで、行動変容サービス及びOne to Oneサービスをクロスセルし、顧客に継続的にサービスを利用していただくことが重要であります。継続的に取引いただいている顧客について、４四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近３ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しており、このリカーリング顧客の数を積み上げていくと共に、クロスセルの推進により売上高に占めるリカーリング顧客の売上比率を90%程度に保つことで、安定的売上を確保してまいります。

② 新規事業の展開

「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションの下、事業規模拡大と収益多様化を図るため、新規事業にも積極的な投資を行ってまいります。リテールＤＸ事業に加えて、リテールメディア・スマートシティ事業・グローバル事業の各事業領域を拡

大させることで、新規顧客の獲得と共に新たな収益源の確保を図ります。

③　優秀な人材の確保と育成

今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に社員の半数以上を占めるデータ関連人材については当社の競合優位性を支える中核的な人材と捉えており、社内教育制度を充実させながら、スキル向上にも取り組んでおります。そのため、引き続き積極的な採用活動や社外ネットワークの強化を行うと共に、働きやすい環境の整備や育成機会の拡充など人材に対する投資を行ってまいります。

④　内部管理体制の強化

a　コーポレート・ガバナンスの強化

株主を含めたステークホルダーとの良好な関係の構築のためには、社会的信用を維持・向上させていく必要があると認識しております。取引先をはじめとした社外関係者との良好な取引関係を維持していくには、社会的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なビッグデータを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制及び人員増を含めた管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査人と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

b　経営管理体制

事業を継続的に拡大する上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

⑤　資金調達・財務基盤の強化

人材の採用・育成及びその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要があり、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、事業の運営、プロダクトの開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

なお、当連結会計年度においては、子会社株式の取得資金として金融機関からの借入を実行いたしました。今後も、資金使途及び資本コストを勘案し、自己資金、エクイティ及びデットを適切に組み合わせた資金調達を行ってまいります。

⑥　情報セキュリティーの強化

近年外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、マルウェア等のコンピュータウイルス等によりシステム障害が発生する事例や、機密情報や個人情報等が漏洩する事例が増加しております。情報システム及び通信ネットワーク上の障害や外部からのサイバー攻撃等に備えるため、ファイアウォールシステムの構築や不正アクセスの監視、定期的なデータバックアップ等の対策を実施しておりますが、今後も必要に応じて適宜情報セキュリティーの強化を行ってまいります。

⑦ 子会社の統合（PMI）の推進

2026年５月１日付で株式会社ブログウォッチャーの全株式を取得し、完全子会社といたしました。今後の課題は、PMIを着実に進め、両社が有する技術、プロダクト及び人材の強みを相互に活かし、事業の成長に結び付けることにあります。

また、PMIの推進にあたっては、グループ経営管理体制を整備するとともに、連結ベースにおける決算・開示体制の構築を進め、グループ全体の企業価値向上に取り組んでまいります。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　分 ＼ 期　別		第８期 2023年６月期	第９期 2024年６月期	第10期 2025年６月期	第11期 (当連結会計年度) 2026年６月期
売上高	(千円)	―	―	―	4,879,542
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	―	―	―	330,138
１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	88.22
総資産	(千円)	―	―	―	4,188,155
純資産	(千円)	―	―	―	2,365,805

（注）当社は、2026年６月期より連結計算書類を作成しているため、2025年６月期以前の数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別		第８期 2023年６月期	第９期 2024年６月期	第10期 2025年６月期	第11期（当期） 2026年６月期
売上高	(千円)	2,076,737	2,834,907	3,726,133	4,879,542
当期純利益	(千円)	9,358	68,266	331,860	336,889
１株当たり当期純利益	(円)	2.69	18.63	89.15	90.02
総資産	(千円)	1,510,548	2,103,221	2,616,240	3,917,039
純資産	(千円)	1,097,092	1,629,029	2,016,886	2,372,555

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ブログウォッチャー	50,000千円	100%	位置情報データプラットフォームによる位置情報関連サービスの開発及び提供

（注）2026年５月１日付で株式会社ブログウォッチャーの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

⑺ 主要な事業内容、主要な営業所等

①主要な事業内容

あらゆるリアル行動をデータ化し、AIで意味付けすることで、顧客体験をアップデートするDX（デジタルトランスフォーメーション）サービスの提供を主たる事業内容としております。

②主要な営業所等

名称	営業所	所在地
当社	本社	東京都千代田区
株式会社ブログウォッチャー	本社	東京都千代田区

⑻ **従業員の状況**（2026年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
161名	ー名

（注） 1． 上記従業員数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれていません。

2． 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名	15名増	35.2歳	2.6年

⑼ **主要な借入先の状況**（2026年６月30日現在）

借　入　先	借入残高
株式会社三井住友銀行	737,500千円

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴ **株式の状況**（2026年６月30日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式　　14,000,000株

② 発行済株式の総数

普通株式　　3,777,950株（自己株式 33,029株を含む）

③ 株主数

普通株式　　1,907名

④　大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数（株） 普通株式	持株比率 （%）
内山　英俊	1,064,720	28.4
株式会社UC AIR	528,000	14.1
三菱商事株式会社	303,200	8.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	207,800	5.5
鈴木　茂二郎	165,690	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	118,500	3.2
株式会社ＳＢＩ証券	98,793	2.6
三菱食品株式会社	90,000	2.4
株式会社電通グループ	80,000	2.1
楽天証券株式会社共有口	58,600	1.6

（注）持株比率は自己株式（33,029株）を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 4,260株	4名

⑵　その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

⑴ 会社役員の状況（2026年６月30日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内山　英俊	執行役員CEO 一般社団法人LBMA Japan 理事
取締役副社長	鈴木　茂二郎	執行役員COO セールス&オペレーション部長
取締役	斎藤　泰志	執行役員CFO コーポレート部長
取締役	内山　麻紀子	執行役員CMO マーケティング・PR部長
取締役	八十川　祐輔	株式会社ワイノット 代表取締役社長 加藤産業株式会社 社外取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO
常勤監査役	神成　敦	一般社団法人あしたの働き方研究所　監事
監査役	渡邊　涼介	光和総合法律事務所 弁護士
監査役	田岡　恵	合同会社ミッレ　代表社員 ZEN大学知能情報社会学部　教授

（注）1. 取締役八十川祐輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神成敦氏、渡邊涼介氏及び田岡恵氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡邊涼介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と社外取締役及び社外監査役との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。
5. 当連結会計年度中の監査役の異動は以下のとおりであります。
①監査役前川研吾氏は、2025年９月29日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
②監査役田岡恵氏は、2025年９月29日開催の第10期定時株主総会において、監査役に新たに選任され就任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と八十川祐輔、神成敦、渡邊涼介及び田岡恵各氏は会社法第423条第１項の損害賠償

責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、取締役会決議により決定しております。指名・報酬委員会は、過半数の委員を独立社外取締役・独立社外監査役で構成する取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの透明性や公正性を確保できることから、取締役の選任、報酬等における在り方を審議し、取締役会に対して答申しております。同委員会は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、神成敦氏（独立社外監査役）の３名で構成されております。

なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定報酬（金銭報酬）については、所属する委員会や取締役会における役割と責任、業績への寄与度及び各役割に応じた統制への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。譲渡制限付株式報酬については、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

② 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会において各取締役の役割と責任、業績への寄与度及び各役割に応じた統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた指名・報酬委員会からの答申内容に基づいて取締役会で審議し、個人別の報酬額を決定することで、手続きの透明性や公正性を確保していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において監査役会が決定しており、各監査役については監査役全員の同意により決定されております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の金額（千円）		対象となる役員の員数(名)
		金銭報酬	非金銭報酬等	
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	93,175 (4,200)	79,700 (4,200)	13,475 (－)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	－ (－)	4 (4)
合　計 (うち社外役員)	108,175 (19,200)	94,700 (19,200)	13,475 (－)	9 (5)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2020年９月29日開催の定時株主総会において、年額90百万円以内(ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名(うち社外取締役１名)となります。

2. 当該金銭報酬とは別枠で、2024年９月30日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名となります。

3. 監査役の報酬額は、2024年９月30日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名となります。

4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 上記には、2025年９月29日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した、社外監査役１名分を含んでおります。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役八十川祐輔氏は、株式会社ワイノットの代表取締役社長、加藤産業株式会社の社外取締役及びMYCARE Hawaii Inc.のCEOであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役神成敦氏は、一般社団法人あしたの働き方研究所の監事であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役渡邊涼介氏は、光和総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役田岡恵氏は、合同会社ミッレの代表社員及びZEN大学知能情報社会学部の教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	八十川　祐輔	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬等の決定に関する手続きにおける透明性や公正性を確保することを目的として設置している任意の指名・報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は２回開催され、すべてに出席しております。
社外監査役	神成　敦	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに、また監査役会15回のすべてに出席し、豊富な監査業務経験に基づき適宜発言を行っております。当事業年度において、指名・報酬委員会の委員に就任し、就任後に開催された指名・報酬委員会のすべてに出席しております。
社外監査役	渡邊　涼介	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、また監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	田岡　恵	2025年９月29日監査役に就任し（第10期定時株主総会において選任）、監査役就任後に開催された取締役会17回のすべてに、また監査役会11回のすべてに出席し、会計及び異文化マネジメントに関する豊富な知識及び経験に基づき適宜発言しております。

③　社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区　分	氏　名	期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	八十川　祐輔	取締役会や任意の指名・報酬委員会において、経営コンサルティングとしての経験や金融機関及びリテール分野における経営者としての豊富な経験と知識に基づき、当社の対処すべき課題等に対して、多角的な視点から経営に関する助言やリスクに対する指摘、方針等の決定に参考となる意見を発言し、当社の経営に適切な役割を果たしております。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、未だ成長過程にあり、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針であります。

内部留保資金については事業拡大に向けて人材などに資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を当面の優先事項としております。一方で、事業基盤の整備状況や業績並びに財政状態等を総合的に勘案し、利益還元の時期を検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本方針としており、このほか年１回中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、経営体質の強化及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,283,977**	**流動負債**	**1,234,849**
現金及び預金	2,301,594	買掛金	591,636
売掛金及び契約資産	812,829	1年内返済予定の長期借入金	150,000
棚卸資産	35,581	未払法人税等	80,912
その他	138,400	契約負債	76,981
貸倒引当金	△4,429	賞与引当金	23,379
固定資産	**904,177**	その他	311,940
無形固定資産	**620,638**	**固定負債**	**587,500**
のれん	497,003	長期借入金	587,500
ソフトウエア	7,170	**負債合計**	**1,822,349**
ソフトウエア仮勘定	115,737	**(純資産の部)**	
その他	726	**株主資本**	**2,363,845**
投資その他の資産	**283,538**	資本金	**49,269**
投資有価証券	50,000	資本剰余金	**1,433,301**
繰延税金資産	164,775	利益剰余金	**883,153**
その他	117,479	自己株式	**△1,878**
貸倒引当金	△48,717	**新株予約権**	**1,959**
		純資産合計	**2,365,805**
資産合計	**4,188,155**	**負債及び純資産合計**	**4,188,155**

連結損益計算書

（自2025年７月１日
至2026年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,879,542**
売上原価		**3,052,198**
売上総利益		**1,827,344**
販売費及び一般管理費		**1,402,752**
営業利益		**424,591**
営業外収益		
受取利息	1,549	
受取配当金	3,890	
為替差益	445	
関係会社業務受託収入	4,238	
ポイント還元収入	2,183	
その他	428	12,735
営業外費用		
支払利息	1,907	
株式報酬費用消滅損	2,072	
その他	427	4,407
経常利益		**432,920**
税金等調整前当期純利益		**432,920**
法人税、住民税及び事業税	132,280	
法人税等調整額	△29,498	102,781
当期純利益		**330,138**
親会社株主に帰属する当期純利益		**330,138**

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,756,100**	**流動負債**	**956,983**
現金及び預金	1,987,639	買掛金	560,007
売掛金及び契約資産	621,817	1年内返済予定の長期借入金	150,000
棚卸資産	35,581	未払金	49,731
前払費用	47,497	未払費用	28,189
その他	68,375	未払法人税等	80,830
貸倒引当金	△4,810	契約負債	13,453
固定資産	**1,160,938**	その他	74,771
無形固定資産	**122,908**	**固定負債**	**587,500**
ソフトウエア	7,170	長期借入金	587,500
ソフトウエア仮勘定	115,737	**負債合計**	**1,544,483**
投資その他の資産	**1,038,030**	(純資産の部)	
投資有価証券	50,000	**株主資本**	**2,370,596**
関係会社株式	755,000	**資本金**	**49,269**
繰延税金資産	164,907	**資本剰余金**	**1,433,301**
敷金及び保証金	62,698	資本準備金	273,176
その他	54,141	その他資本剰余金	1,160,125
貸倒引当金	△48,717	**利益剰余金**	**889,903**
		その他利益剰余金	889,903
		繰越利益剰余金	889,903
		自己株式	**△1,878**
		新株予約権	**1,959**
		純資産合計	**2,372,555**
資産合計	**3,917,039**	**負債及び純資産合計**	**3,917,039**

損 益 計 算 書

（自2025年７月１日
至2026年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,879,542**
売上原価		**3,052,198**
売上総利益		**1,827,344**
販売費及び一般管理費		**1,396,133**
営業利益		**431,210**
営業外収益		
受取利息	1,549	
受取配当金	3,890	
為替差益	445	
ポイント還元収入	2,183	
関係会社業務受託収入	4,238	
その他	428	12,735
営業外費用		
支払利息	1,907	
株式報酬費用消滅損	2,072	
その他	427	4,407
経常利益		**439,538**
税引前当期純利益		**439,538**
法人税、住民税及び事業税	132,280	
法人税等調整額	△29,630	102,649
当期純利益		**336,889**

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年９月１日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多　茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口　正邦

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社unerryの２０２５年７月１日から２０２６年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社unerry及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した　監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年９月１日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多　茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口　正邦

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社unerryの２０２５年７月１日から２０２６年６月３０日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、当事業年度において新たに子会社となった株式会社ブログウォッチャーについては、同社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年９月１日

株式会社unerry 監査役会

常勤監査役	神成　敦	㊞
監査役	渡邊涼介	㊞
監査役	田岡　恵	㊞

（注）監査役　神成敦、渡邊涼介及び田岡恵は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

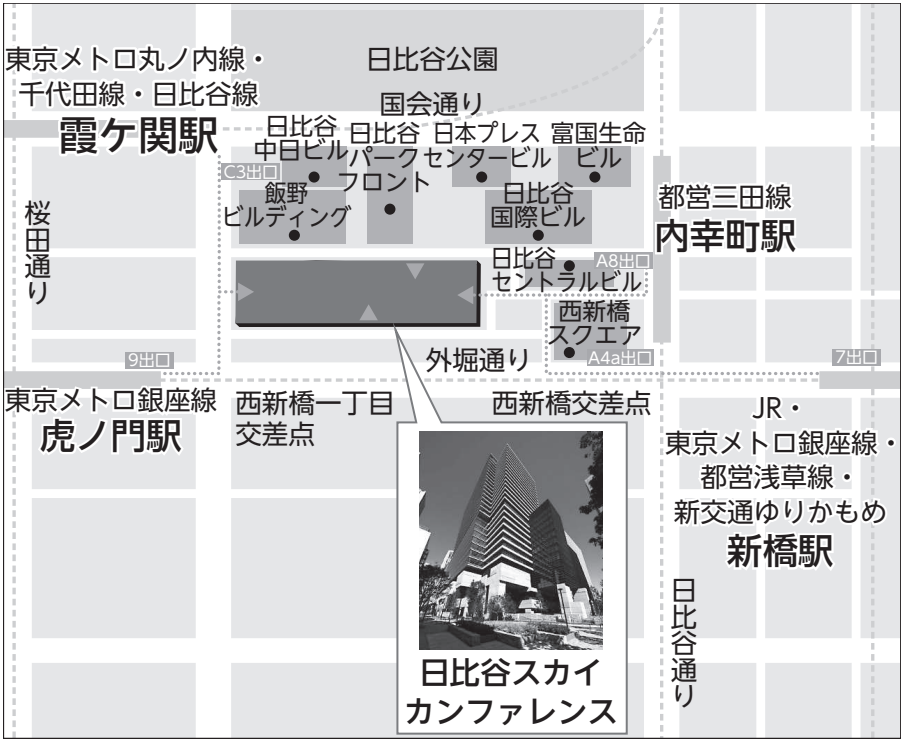
以 上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区西新橋１丁目１番１号　日比谷フォートタワー11階
（日比谷スカイカンファレンス）

電　話　03-3508-1690

交　通　東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線：霞ケ関駅 C3出口　徒歩2分
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅 9番出口　徒歩3分
都営三田線：内幸町駅 A8出口　徒歩3分
JR新橋駅：日比谷口（SL広場）徒歩8分



＜お身体が不自由な株主様又は障がいのある株主様へのご案内＞

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、
2026年９月18日(金)17時までに書面又はメールにてご連絡をお願い申し上げます。

株式会社unerry コーポレート戦略部 株主総会担当　unerry_ir@unerry.co.jp
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-6 日比谷パークフロント19Ｆ